

平成 1 6 年

第 2 回

# 定例会会議録

平成 16 年 10 月 29 日 開会

平成 16 年 10 月 29 日 閉会

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会

平成16年第2回東京都三多摩地域廃棄物  
広域処分組合議会定例会会議録

目 次

1	開会宣告	1
2	議事日程	1
第1	諸般の報告	1
第2	会議録署名議員の指名	2
第3	会期の決定	2
第4	管理者報告	2
第5	議案第8号 平成15年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合 一般会計歳入歳出決算の認定について	7
第6	議案第9号 平成16年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合 一般会計補正予算(第1号)について	34
第7	議案第10号 土地の取得について	38
第8	議案第11号 監査委員(識見を有する者)の選任につき同意を 求めることについて	39
第9	議案第12号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会会議規 則の一部を改正する規則について	40
3	閉会宣告	43

平成16年第2回東京都三多摩地域廃棄物  
広域処分組合議会定例会議事日程

平成16年10月29日(金)  
午後1時30分  
(ブロック代表者会議終了後)

1 開会宣告

2 議事日程

第1 諸般の報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 管理者報告

第5 議案第8号

平成15年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合  
一般会計歳入歳出決算の認定について

第6 議案第9号

平成16年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合  
一般会計補正予算(第1号)について

第7 議案第10号

土地の取得について

第8 議案第11号

監査委員(識見を有する者)の選任につき同意を求  
めることについて

第9 議案第12号

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会会議規則  
の一部を改正する規則について

3 閉会宣告

出席（応召議員）

第1番	塚本秀雄君	第2番	中山静子君
第3番	与座武君	第4番	金井富雄君
第5番	西村弘君	第6番	村井浩君
第7番	井上三郎君	第8番	伊藤学君
第9番	渋谷佳久君	第10番	藤村忍君
第11番	高橋信博君	第12番	菅原直志君
第13番	木内徹君	第14番	須崎宏君
第15番	板谷紀子君	第16番	小野沢久君
第17番	田辺良彦君	第18番	森田憲二君
第19番	友野ひろ子君	第20番	馬場一彦君
第21番	高橋和夫君	第22番	菊池富美男君
第23番	多羅尾治子君	第24番	桑原壽君
第25番	小幡勝己君	第26番	谷四男美君

説明のため出席した者

管理者	土屋正忠君	副管理者	前田雅尚君
副管理者	竹内俊夫君	収入役	山梨榮君
事務局長	松本栄一君	管理課長	石崎明君
参事	青木知絵君	参事	中島二三男君
参事	吉田眞君	参事	小山伸樹君
所長	古屋正治君		

事務局職員出席者

書記	細野克己君	書記	菅原信君
書記	吉野久君	書記	棚島孝文君

平成16年第2回東京都三多摩地域  
廃棄物広域処分組合議会定例会会議録

日時 平成16年10月29日(金)午後1時30分  
場所 東京自治会館 大会議室

午後1時30分開会

1 開会宣告

議長(木内徹君) 定刻となりました。

ただいまの出席議員は26名、全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成16年第2回東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会定例会を開会いたします。

冒頭、会議に先立ちまして、4名の議員の方が今定例会より交代いたしておりますので、ここで自己紹介をお願いいたします。

2番(中山静子君) 私は立川市の中山静子と申します。一生懸命頑張ってまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

6番(村井浩君) 私は府中市議会から選出されて、当議会の議員になりました。二度目でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

9番(渋谷佳久君) 町田市からの渋谷でございます。よろしくお願いいたします。

12番(菅原直志君) 日野市の市議会議員の菅原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(木内徹君) ありがとうございました。

それでは、本日の会議を開きます。

2 議事日程

[ 日程第1 ] 諸般の報告

議長(木内徹君) 日程第1、諸般の報告を行います。

報道機関の写真、テレビカメラの撮影は、管理者あいさつ及び事務局長の経過報告までとし、撮影位置につきましては、冒頭撮影は自由とし、管理者あいさつ及び事務局長の経過報告は指定の記者席から行うものいたします。

記者の皆様、よろしくご協力のほどお願いいたします。

#### [ 日程第 2 ] 会議録署名議員の指名

議長（木内徹君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、第 1 番、塚本秀雄君、第17番、田辺良彦君を指名いたします。

#### [ 日程第 3 ] 会期の決定

議長（木内徹君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（木内徹君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

#### [ 日程第 4 ] 管理者報告

議長（木内徹君） 日程第 4、管理者報告を行います。土屋管理者。

管理者（土屋正忠君） 開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

まず、遅くなりましたが、この場をお借りいたしまして、過日、5月15日に挙行いたしました「谷戸沢処分場開設20周年記念式典、多摩環境フェスティバル」につきまして、公私ともご多忙の折、議員各位におかれましては格別のご協力をいただきましたことを、衷心より御礼申し上げます。

今後、さまざまな機会をとらえて、豊かに回復した谷戸沢処分場の自然をPRし、本組合の運営に十分な理解が得られるよう努めてまいり所存であります。議員各位におかれましては、引き続き多大なるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、私からは、処分組合を取り巻く最近の状況について、幾つか申し上げます。

初めに、課題のエコセメント事業でございますが、本体工事は、現在まで煙突外壁が完成するなど、順調に工事が進捗をいたしております。今後とも、引き続き細心の注意を傾け、徹底したリスク管理のもとに、無事故で竣工を図るよう関係者に指示をいたしているところでございます。

次に、谷戸沢、二ツ塚処分場の維持管理並びに運営についてでございますが、ことしは例年になく数多い台風の襲来を受けました。その都度職員は管理センターに宿泊待機し、万全の体制で管理に臨んでおり、何ら問題は生じておりません。また、各種環境調査結果を見ても明らかなように、谷戸沢、二ツ塚両処分場ともに、周辺環境に影響を及ぼしていないことが引き続き確認されているところでございます。

最後に、裁判関係でございますが、東京都が被告となっております「事業認定取消請求訴訟等」については、裁判長が変わるなど、前回の定例会以降動きがございましたが、引き続き5つの訴訟すべてで継続して審理が進められております。

なお、「事業認定取消請求訴訟等」については、来春、2月4日に結審を迎えることが決定いたしました。それぞれに重要な局面を迎えておりますが、引き続き原告側の主張が根拠を欠く不当なものであることを強く訴えてまいる所存であります。

以上、定例会の開会に当たり、本組合を取り巻く最近の状況説明を交えてご報告申し上げ、簡単ではありますが、私からのごあいさつとさせていただきます。

なお、今次定例会には、平成15年度一般会計歳入歳出決算、平成16年度補正予算など、5件の議案につきましてご提案申し上げます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（木内徹君） 続いて、事務局より経過報告の説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（松本栄一君） それでは、処分組合の事務事業の経過を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開き願いたいと存じます。

まず、谷戸沢処分場関係、二ツ塚処分場関係について、ご報告いたします。

谷戸沢、二ツ塚処分場ともに、地元日の出町のそれぞれの自治会の定期的な委員会が開催され、搬入台数や環境調査の報告を行いました。また、技術委員会、環境保全調査委員会、環境影響評価委員会など、定例で実施している会議を行い、環境への影響等についての報告を行いました。

さらに、東京都環境局が年2回定期的に実施している立ち入り検査を受け、問題ないとの

評価をいただいております。

4ページをお開き願いたいと存じます。

続いて、環境調査関係ですが、谷戸沢、二ツ塚処分場の公害防止協定等に基づく水質等の調査結果について四半期ごとに取りまとめて公表しております。また、インターネットのホームページでも公表しております。これらの結果では、公害防止協定等に基づく基準値を十分満たしております。また、平成15年度の大気、底質、水質及び土壌中のダイオキシン類調査結果、そして外因性内分泌攪乱化学物質、いわゆる環境ホルモンでございますが、その調査結果を平成16年7月に公表しております。

これらの数多くの調査の結果、谷戸沢、二ツ塚処分場の両処分場では、従来の調査結果と比較して大きな変化はなく、周辺環境に影響を及ぼしていないことが確認されております。

続いて、5ページをご覧ください。

次に、エコセメント関係ですが、平成16年1月26日にエコセメント化施設起工式を行い、建設工事が開始されております。

全体としては、杭打ち、土工事、躯体工事と順調に工事が進行し、7月後半からは機械工事が開始されております。

本年10月現在の状況は、お手元の資料1の3ページをご覧ください。全画面にわたり躯体工事を行っている状況です。図のピンク色の部分が現在機械工事が行われているところでございます。現在工事は順調に進行しております。

なお、現場の安全対策には万全を期しており、事故等の発生はございません。

次ページの資料でございますが、10月1日の現場の北側、法面上部からの状況写真でございます。ご覧ください。ご覧ください。

次に、議案書に戻りまして、6ページをご覧ください。

裁判関係についてご説明申し上げます。

前回、2月議会以降の動きについてでございます。現在、処分組合関連で5件の訴訟が提起されております。このうち3件は来年度に判決が出る見込みとなっております。

それでは、まず処分組合が被告となっているものについてご説明申し上げます。

1つ目は、処分場の「建設差止等請求訴訟」でございます。

これは平成7年に提訴されて以来、長期に及んでおりますが、現在証拠調べのための証人尋問が順次行われております。今後は被告側の証人尋問に移行し、来年度には判決が出る見込みでございます。



2つ目は「エコセメント化施設建設差止請求訴訟」でございます。この訴訟は昨年4月に提訴され、現在争点を整理するための口頭弁論が行われております。今後は、常に争点を明確にしながら、原告側の主張が全く根拠を欠く不当なものであることを強く訴えていきたいと考えてございます。

次に、東京都などが被告となっているもので、処分組合の事業と直接に関連するものについて、ご説明いたします。まず「事業認定取消請求訴訟」と「収用裁決取消請求訴訟」でございます。

訴えの内容は、「東京都が二ツ塚処分場建設に際して行った事業認定は、処分組合の管理能力や、事業の有効性などを無視して行ったものであり、違法であり、取り消しを求める」というものでございます。来年2月4日に結審することが決まっております、来年度前半には判決が出る見込みでございます。

次に、「代執行納付命令取消請求訴訟」でございます。この裁判は、元地権者が、収用手続に瑕疵があること、納付命令額に不服があること等を主張しているものです。これまで争点整理等をめぐって口頭弁論が続けられてまいりましたが、今後は証人尋問に移行する見込みでございます。

続きまして、7ページをご覧くださいと存じます。

最後になりますが、広報関係をご説明いたします。

まず、「処分組合ニュース」でございますが、四半期ごとに135万部を発行し、組織団体の住民に全戸配布しているところでございます。

続きまして、日の出町と組織団体の住民同士の交流を深めるために実施しております「三多摩は一つなり交流事業」でございます。交流事業を、本来3月以降は日野市、調布市、三鷹市、稲城市、多摩市などで開催いたしました。いずれも参加者から大変好評をいただいております。所期の目標を得ることができましたことをご報告させていただきます。

最後に、去る5月15日に「谷戸沢処分場20周年記念式典・多摩環境フェスティバル」を、各組織団体並びに議員各位のご協力をいただきながら盛大に実施いたしました。環境先進地としての日の出町、多摩地域を十分にPRするとともに、組織団体住民と地元の住民が交流できるよい機会であったというふうに考えてございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

議長（木内徹君） 報告が終わりました。

質疑に入りたいと思いますけれども、質疑ございませんか。23番、多羅尾君。

23番(多羅尾治子君) エコセメントの進捗状況についてということで資料をいただいたんですけども、地図がこういうふうに乗っていたものですからお聞きしたいんですけども、エコセメントの販売の場所というのは、出荷棟というのがあるんですけども、ここで販売をするような形になるのかどうかという、その辺は新たに売場所をつくることになるのかというあたりをお聞きしたいと思います。

エコセメントの販売場のことについてです。このエコセメント出荷棟というふうになっているんですけども、ここで販売が行われるのか、それとも新たに別のところに販売の場所が設けられるのかというあたりと、もう一つあるんですけども、先日処分場の周りを少し歩いてみたんですけども、植物が少し枯れているというような状況がありまして、環境保全委員会などではそういった問題などについてはどのように調査されているのかということをお聞きしたいと思います。

議長(木内徹君) エコセメント準備室長。

参事(中島二三男君) 質問にありましたセメントの販売の関係なんですけれども、お答えいたしたいと思います。

この地図にございますエコセメント出荷棟というのは、できたセメントがエコセメント貯留タンクという、Dの11というところがその隣にございますので、ここに貯留されます。その後、エコセメント出荷棟からタンクローリーで、通常バラセメントとっておりますが、タンクローリーでこの事業を運営している東京多摩エコセメントが全量をそこから出荷することになります。その出荷したものは、実際はコンクリートの二次製品、側溝ですとか、ブロックですとか、そういったいわゆる二次製品の製造会社の方に搬入されるということになると思います。ですから、この施設の中で直接セメントを取り引きするような、そういう窓口というのはございません。

議長(木内徹君) 環境課長。

参事(吉田眞君) 今のご質問は、環境保全委員会では植物等が枯れているかどうかというご質問だと思うんですけども、私の知っている範囲内では、そういう状況はないと思っております。以上です。

議長(木内徹君) ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(木内徹君) それでは、質疑がないようですので、以上をもって管理者報告を終わります。

[ 日程第 5 ] 議案第 8 号 平成 1 5 年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議長（木内徹君） 日程第 5、議案第 8 号、平成 15 年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。土屋管理者。

管理者（土屋正忠君） ただいま議題となっております議案第 8 号、平成 15 年度一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

11 ページをお開き願います。

それでは、決算収支についてご説明をいたします。

平成 15 年度の決算は、歳入歳出予算額 117 億 153 万円余に対しまして、歳入は 116 億 9,144 万円余、歳出が 109 億 3,598 万円余でございます。歳入歳出差引残額は 7 億 5,545 万円余となり、平成 16 年度への繰越額となるわけであります。

続きまして、平成 15 年度の決算の概略についてご説明いたします。

12、13 ページをお開きください。

歳入でございます。負担金は各組織団体をお願いしているものであります。また、国・都支出金並びに組合債については、すべてエコセメント化施設建設工事に対するもの、予算額どおりの収入でございます。

14 ページ、15 ページをお開きください。

歳出でございますが、主なものは、衛生費が 69 億円余、公債費が 31 億円余となっております。

衛生費の主な支出を申し上げますと、二ツ塚処分場の仮調整池設置工事の繰越明許費 36 億円余などがございます。

また、翌年度繰越額 7,800 万円余は、二ツ塚処分場の仮調整池設置工事の繰越明許費でございます。

なお、詳細については事務局長から説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りのほどお願いいたします。

議長（木内徹君） 引き続き事務局より内容説明をお願いいたします。事務局長、松本君。

事務局長（松本栄一君） それでは、款項別の概要につきまして、ご説明申し上げます。説

明は、別冊の平成15年度一般会計歳入歳出決算書及び決算関係調書により説明申し上げます。

9ページ以降が決算事項別明細書になっております。

まず、10ページ、11ページをご覧いただきたいと存じます。

歳入についてでございます。

第1款分担金及び負担金は、毎年度管理費分と事業費分に分けて、各組織団体をお願いしておりますが、予算額どおり82億593万円余を収入しております。内訳は備考欄にあるとおりでございます。

次に、第2款国庫支出金7億7,489万円余、第3款都支出金5,626万円は、エコセメント化施設建設工事に係る廃棄物処理施設整備費補助金でございます。

次に、第4款財産収入は、各種基金の預金利子、土地等の貸付収入並びに立木の売り払い収入など1,023万円余であります。

第5款繰入金は、4億7,000万円を基金繰入金として最終処分場施設整備基金に繰り入れたものでございます。

第6款繰越金は、平成14年度からの決算繰越金11億2,028万円余でございます。

なお、これは事故繰越分2億8,000万円余を含むものでございます。

次に、12ページ、13ページをご覧いただきたいと思っております。

第7款諸収入は、歳計現金預金利子、肉骨粉焼却灰等埋立処分費用、委託・工事関係企業の公共料金など、2,472万円余でございます。

第8款組合債は、エコセメント化施設建設に対するエコセメント化施設建設事業債、10億2,910万円でございます。

歳出でございます。

続いて、14、15ページをお開き願いたいと存じます。

まず、第1款議会費でございますが、これは議員報酬など組合議会に要した経費1,050万円余でございます。

第2款総務費は、正副管理者及び理事等の報酬、事務局長及び管理課職員の人件費、弁護士委託料などの管理的経費並びに監査委員費1億2,478万円余でございます。

第1項総務管理費、第1目一般管理費は、組合の経常的運営費でございます。

16ページ、17ページの委託料2,300万円余は、各種裁判にかかわった弁護士への報酬などでございます。

18ページ、19ページ、第2目監査委員費は、監査委員にかかわる経費でございます。

続きまして、18ページ下段以降でございますが、第3款衛生費でございますが、組合の事業費及び事業を遂行する職員の人件費や物件費、各種事業などに伴う経費など、69億9,263万円余でございます。

第1目清掃総務費は、人件費や事務経費でございます。

20ページ、21ページをお開き願いたいと存じます。

広報関係の経費といたしまして、組合広報紙「処分組合ニュース」の発行、ホームページの管理・運営に要する経費、その他に、三多摩は一つなり交流事業やインターネット関係の経費、本年取得を目指しておりますISO認証取得支援経費や谷戸沢20周年記念事業の準備経費などを支出いたしております。

次の第2目二ツ塚処分場費は、二ツ塚処分場の運営管理に係る各種経費、地元への交付金等でございます。

22、23ページをお開き願いたいと存じます。

需用費の主なものといたしまして、電気料3,299万円余、上下水道料6,516万円余等でございます。

中段からの委託料は、土堰堤築造、埋立処分作業業務、浸出水処理施設運転管理業務、また昨年度から作業が始まった第3次廃棄物減容化基本計画策定調査業務など10億1,932万円余でございます。

次に、26、27ページ記載の使用料及び賃借料は、二ツ塚処分場の用地賃借料が主なものでございます。

次に、工事請負費は、原水ポンプ改良工事、洗車設備移設工事など5億847万円余でございます。

次に、公有財産購入費は、15年度から買収が始まりました相沢沖覆土材置場の用地買収に要した費用1億5,082万円余でございます。

次に、28、29ページ記載の負担金補助及び交付金は、処分場受け入れに伴う地元日の出町に対する地域振興事業費6億円、秋川流域地域振興事業負担金として、魚の放流事業に対する2,000万円など、6億2,000万円でございます。

次に、第3目谷戸沢処分場費は、維持管理及び関連工事に係る経費並びに地元への交付金等でございます。

需用費からは水処理施設の運転に係る経費などを支出しております。その主なものは、電

気料、上下水道料、修繕料等でございます。

下段から30ページ、31ページの委託料でございますが、生活環境モニタリング調査、処分場内施設管理業務、浸出水処理施設運転管理業務など、谷戸沢処分場の維持管理全般に係る経費として、谷戸沢記念事業に係る各種委託など、2億9,566万円余を支出しております。

次に、使用料及び賃借料でございますが、処分場内の町有地、国有地の借上料3,429万円余でございます。

工事請負費は、谷戸沢記念事業管理棟改修工事2,940万円などが主なものでございます。

負担金、補助及び交付金は、日の出町が実施した谷戸沢処分場水質調査の負担金1,711万円余でございます。

30ページから33ページ記載の第4目エコセメント事業費は、エコセメント化施設建設準備に要する事業者選定や事前の各種調査、周知・広報等の経費、用地造成及び本体工事の経費などでございます。

主なものは、32ページから33ページですが、委託料として施設整備・運営事業者選定事務補助等業務委託2,730万円、エコセメント化施設建設事業周辺環境調査委託1,920万円余、工事請負費として用地造成工事12億150万円、エコセメント化施設建設工事19億8,397万円余、負担金、補助及び交付金として日の出町に支払う下水道整備負担金4億円などがございます。

次に、32ページから33ページ下段の第4款公債費は、谷戸沢処分場及び二ツ塚処分場の建設に係る政府債等の元金及び利子の償還金31億8,120万円余でございます。

第5款諸支出金は、周辺環境整備対策、組合債償還、最終処分場施設整備の各基金への積み立て6億2,680万円余を行いました。

次に、第6款予備費でございますが、15年度は支出はございませんでした。

39ページは実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出の差引額、これは16年度への繰越額ですが、6億7,670万円余となっております。

次に、43ページは財産に関する調書でございますが、土地、借地及び建物の公有財産について、45ページには物品及び基金について記載してございます。

なお、別冊の決算審査意見書には、予算の執行は適正になされているとの監査委員の意見が記されております。

また、決算書及び決算関係調書のほかに主要事業報告書が別冊でございますので、後ほどお目通しをいただければと存じます。

以上、簡単でございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（木内徹君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。24番、桑原君。

24番（桑原壽君） それでは、減容化計画について、何点かお尋ねをいたします。

これまで処分場組合では、処分場を長く活用するために減容化計画を策定していると思います。平成15年度の決算では、第3次減容化基本計画策定調査業務委託を実施しているようですが、先ほどご説明ありました。これは第3次減容化基本計画の策定に向けた作業を行っていると聞いておりますが、これに関連して、まず現在実施中の減容化計画の効果についてお尋ねをいたします。

議長（木内徹君） 事業課長。

参事（青木知絵君） 議員のおっしゃられるように、減容化計画は、処分場に搬入される廃棄物をできるだけ減らし、二ツ塚処分場を長期間活用する目的から策定されております。現在実施している第2次減容化計画の効果についてのお尋ねでございますけれども、この計画は、平成9年度の二ツ塚処分場の稼働から運用されております。平成9年度から平成15年度まで約86万立方メートルの廃棄物の搬入量の実績がございます。二ツ塚処分場の埋め立て進捗率は平成15年度末34.4%となっております。これまでの7年間の減容効果としては約10万立方メートルであります。平成15年度1年間に搬入された量の約9割に相当しております。以上でございます。

議長（木内徹君） 24番、桑原君。

24番（桑原壽君） それでは、再質問をさせていただきます。

第2次減容化計画では着実な効果が上がっているようでございますが、第3次減容化計画策定に向けてのこれまでの検討の内容と、今回検討されている計画の効果や目標などをどのようにお考えになっておられるのか、お伺いいたします。

議長（木内徹君） 事業課長。

参事（青木知絵君） 第3次減容化基本計画のこれまでの検討内容についてのお尋ねでございますが、平成15年度は各組織団体のアンケートに基づく意見調整を行い、計画の素案をまとめております。素案では、計画の目的を、貴重な二ツ塚処分場の埋め立て空間の有効活用、エコセメント事業の安定的、効率的な活用、搬入団体のごみ減量へのインセンティブの発揮として検討を行ってまいりました。また、第2次減容化基本計画では、二ツ塚処分場を、平成9年度から平成24年度までの16年間で使用する計画でしたけれども、次期計画では平

成22年度末埋め立て進捗率を約50%に抑制する効果を見込んでおります。これを目標とする計画を予定としております。本計画は、エコセメント化施設が稼働する平成18年度から運用する考え方を持っております。今年度は委員会等を発足させ、委員からの意見をいただいているところでございます。以上でございます。

議長（木内徹君） ほかに質疑ございませんか。3番、与座君。

3番（与座武君） それでは、お伺いさせていただきます。

処分組合の情報提供の方法として、特にホームページについてお尋ねしたいと思います。本来なら紙媒体による情報提供が市民の方々に一番目が触れて、よく読まれる割合が高いのかなと思うんですけども、これだけIT化が進展している中で、社会全体が迅速に正確な情報を求めている世の中になっておりますと、このホームページの充実というのが大切な課題になってくるのかなと思っております。この主要事務事業報告書の中でも重点施策として取り上げられているとおり、この処分組合のホームページの充実に具体的にどのように取り組まれてきたのか、それから市民の方々の評価、効果はどのようなものか、もう少し具体的にご説明願えればと思います。よろしくお願いいたします。

議長（木内徹君） 企画調整課長。

参事（小山伸樹君） ご指摘のとおり、社会経済情勢の変化に対応して、ホームページの充実を図っていくことは極めて重要であると認識いたしております。このような認識のもとで、処分組合では、かねてからホームページの充実を図ってまいりました。特に、公害防止協定に基づく環境調査データを詳細に公開していることなどは、ほかの処分場のホームページなどと比べましてもかなり高い水準になっております。

また、昨年度は住民の方に処分組合やごみ問題などについて関心を高めていただくために、新たに各組織団体ホームページとのリンクコーナーを設けました。さらには、議会日程や議事録の掲載も開始するなど、その充実を図ったところでございます。

これらの取り組みにつきまして、住民の方々から評価の声がメールなどで寄せられているところでございます。

議長（木内徹君） 3番、与座君。

3番（与座武君） それでは、最近マスコミ報道などによりますと、インターネットの利用人口が爆発的に増加してきている。普及率が約60%で、この5年間で3倍ぐらいになっているという報道も見受けられます。そこで、この処分場の存在の重要性、また、処分場で取り組んでいる事業の安全性をもっと市民の方々にアピールされるためにも、今後さらにホー



ムページの充実ということを図っていかねばならないのではないかなと思います。

そこで、今後の課題として、だれでもアクセスできるようなホームページのバリアフリー化、それから次代を担う子供たちに環境教育という視点からも、子供たちに見やすく、楽しめる内容にすることも考えていかねばならないんじゃないかなと私は思うんですけども、今後の処分組合のホームページへの改良なり取り組みということについて、お聞かせ願いたいと思います。

議長（木内徹君） 企画調整課長。

参事（小山伸樹君） お答えいたします。

処分組合では、大量の情報を即時に提供できるというホームページの特質に着目をいたしまして、今後も一層の充実を図ってまいります。今後はレイアウトを一層見やすいものに改良することや、あるいは検索機能を加えることなどについて検討したいと考えております。

それから、ただいまお話がございましたバリアフリー化につきましても、障害者の方に利用しやすいコーナーの設置とか、あるいは子供向けコーナーの充実を図るなど、具体的な検討を前向きに重ねてまいりたいと考えております。

議長（木内徹君） ほかにございませんか。11番、高橋君。

11番（高橋信博君） 私は、谷戸沢の廃棄物広域処分場について、何点が質問をしたいと思います。

私は、常々人間を含む生物が暮らしやすい環境を保全していくことが大変重要であると考えております。谷戸沢の廃棄物広域処分場については、平成10年4月に埋め立てが終了し、6年が経過しております。現在、動植物等が生育し、自然環境が回復していると聞き及んでおりますが、現在の状況、また自然環境の回復にどのような対応をされているのか、お聞きいたします。

議長（木内徹君） センター所長。

所長（古屋正治君） 谷戸沢廃棄物広域処分場の自然環境の回復について、お答えいたします。

谷戸沢廃棄物広域処分場につきましては、現在安定化に努めている状況であります。自然環境の回復につきましては、植物や動物等の生態モニタリング調査を実施しております。この調査からは、植物がふえていることを確認しております。また、動植物の環境づくりと、環境学習を目的としたビオトープの整備に着手いたしました。谷戸沢廃棄物広域処分場につきましては、地元の方々や日の出町に安心していただくため、引き続き適正な管理及び自然

環境の回復に努め、努力してまいります

議長（木内徹君） 11番、高橋君。

11番（高橋信博君） 谷戸沢処分場については、自然の回復について適正に管理されていることが理解できましたが、引き続き処分場の安全性に万全の注意を払っていただきたいと思います。谷戸沢処分場及び二ツ塚処分場の環境面からの管理について、特にお聞きしますが、両処分場は公害防止の観点からどのように適正に管理されているのか、伺いたいと思います。

議長（木内徹君） 環境課長。

参事（吉田眞君） お答えいたします。

処分組合では、処分場を適正に維持管理するために、また処分場の周辺環境への影響を調べるために、多くの調査を行っております。日の出町や地元自治会等との公害防止協定を結び、それに基づいて環境調査、生活モニタリング調査を行っております。例えば、埋め立て層からの浸出水、あるいは浸出水をきれいにした下水放流水、処分場周辺に掘った井戸の水質、二ツ塚処分場内外の大気汚染状況、発生ガスの状況などを調べております。そのほか、処分場に関連するダイオキシン類の濃度調査でも、処分場内大気、処分場内から出る水質等のダイオキシン類濃度の調査を行っております。さらに、未規制物質でございます内分泌攪乱化学物質、いわゆる環境ホルモンについても調査を行っております。これらの調査の結果につきましては、廃棄物等の専門家による委員会、技術委員会で評価をいただき、処分場の安全性を確認しております。また、日の出町や地元の自治会等に報告し、処分組合のホームページでも公表してあります。

以上でございます。

議長（木内徹君） ほかにございませんか。12番、菅原君。

12番（菅原直志君） 大きく2点伺います。

1点が業務委託について、もう一点が工事の入札についてです。

1点目なんですけれども、業務委託がさまざまされていると思いますが、その中で、随意契約はどのくらいの数があるのかということが1点目です。

次に、工事入札についてなんですけれども、同じくまずは現状を伺いたいと思います。契約数がどのくらいあって、また平均落札率はどのくらいだったのかということ、そしてまた、これらの契約というのはどのような入札の方法なのか。例えば指名競争ですよとか、一般競争入札ですと、あるかと思います。その点について伺います。以上です。

議長（木内徹君） 管理課長。

管理課長（石崎明君） それでは、お答えいたします。

まず、業務委託の随契の数でございます。平成15年度の業務委託につきましては、73件の業務委託のうち、51件が随意契約になっております。

次に、入札の現状でございます。平成15年度の工事入札につきましては11件ございました。平均落札率は90.9%となっております。

次に、現在、工事につきましては、11件が指名競争入札、それから随意契約が4件ということで、平成15年度は15件でございます。11件すべて指名競争入札ということでやっております。

議長（木内徹君） 12番、菅原君。

12番（菅原直志君） 現状をお伺いいたしました。

そこで、業務委託の方なんですけれども、全契約数73件中51件が随意契約ということで、それが随意契約の割合が多いか少ないか、そこは議論になるかと思いますが、今後の方向性について伺いたいと思います。やはり、競争性を高めるという意味で随意契約をできるだけやめて、競争入札を取り入れるべきではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうかということ。

もう一つ、工事入札の方、今、ご報告をいただきました。これも同じようなことなんですけれども、競争の原理をどんどん取り入れていくべきではないかというふうに思います。今の私の前の質疑をされた方の話の中にも、ホームページのことがございました。ホームページもこれは随意契約をされておまして、金額が大体400万円、となると毎月35万円ぐらいでしょうか。となると1日1万円ずつ契約をされているという、そのくらい更新しているのかなという思いもしながら、先ほどの質問を聞かせていただきましたけれども、そのあたりも説明できるような形で契約をしていただきたいと思います。

それは感想なんですけれども、先ほどの2点の方向性について、ご答弁いただければと思います。

議長（木内徹君） 管理課長。

管理課長（石崎明君） 随意契約が多いのではないかとのご指摘かと思うんですが、随契の競争入札への可能性でございますけれども、このことについては、現在も業務内容を検討して、競争入札に変更できるものはできるだけ競争入札にするようにしております。また、緊急を要するもので競争入札に適さない場合も、なるべく数社の見積もりなどを徴取するよ

うにしております、競争による契約は確保されているのではないかとこのように考えております。

なお、これからのことですが、例えば最近の契約では希望型入札ですとか、いわゆる一般競争入札ということも出ております。ただ、私どもは基本的には組合の事業にご理解をいただいて、業者の方々に指名業者登録をしていただいております、基本的にはこの登録業者による指名競争入札というものを基本として考えております。

希望型入札ですとか、一般競争入札に関しましては、事務的な負担が大きいので、すべてに導入するわけにはまいりませんので、契約目途金額が幾ら以上というような設定や、技術的な要求レベルによって実施するなど、他の自治体の例を参考に、来年度以降の導入に向けて検討を行っているところでございます。

なお、今年度は1件だけ技術的な要求の面から希望型の入札を実施しております。来年度以降の検討課題ということでございます。

議長（木内徹君） ほかにございませんか。17番、田辺君。

17番（田辺良彦君） 幾つかお伺いします。

ただいまの契約にかかわることについて、私も昨年申し上げましたけれども、やはり随契約が多い、そういう印象を受けて、それはそうならざるを得ない一つの事情はそれはそれで以前の説明は理解はしたんですけれども、それにしても今ご説明ありましたけれども、改善の努力が求められるというふうに思いますので、それはよろしく願います。

それから、かかわって、これも前回申し上げましたけれども、先ほど答弁いただいたような数字については、資料としてぜひ毎年、この問題は確か以前監査からも指摘があったことだったと思いますので、経過も見たいと思いますので、お示しいたきますように、何らかの方法をご検討いただければというふうに思います。

それで、幾つかお伺いしたいのは、1つは、不用額についてなんです。例えば、23ページの二ツ塚の、例えば委託料で言いますと、予算現額の4分の1が不用額というふうになっております。これはこの予算の性格上こうならざるを得ないのかなというふうに思って、その前年度を見たんですけれども、そのときは14%位でしたか、いずれにしてもこんなには高くないですね。だから、やはりこの26%というのはちょっと特別に多い不用額だなというふうに思います。

それから、同じように、これは全部ご答弁いただきたいわけではないんですけれども、31ページのエコセメント事業の需用費も、額は大きくはありませんけれども、71%が不用

額などなどです。なぜこれほどまでに大きな不用額が出るのかということについて、伺いたいと思います。

それから、これは監査から今回指摘もあったことなんですが、ペイオフについて、来年の4月以降このペイオフの全面解禁ということになりますが、これに向けてどういう対策がなされているのか、平明にご説明いただきたいというふうに思います。

それから、23ページの、前回でしたか少し質疑があって、私もそのとき続けて伺えばよかったんですけども、23ページの建設発生土処分委託というのがございます。これは前回の説明では相沢沖の残土を日の出の宮本地区というところに搬出して処分をする。そういう業務だというご説明でした。本当に基本的なことで恐縮ですけども、わからないので伺うんですが、この覆土材置場に置かれている土というのは、覆いをするためにそこに置いてあるものだというふうに、埋め立て用のものだというふうに理解をしているんですけども、それを何のために別の場所に搬出しなければならないのか。また、搬出して処分をするというご説明でしたが、その処分というのは具体的にはどういう作業のことなのか。それから、この業務を日の出町に委託をしているというふうなご説明でしたけれども、そういうふうに委託をする理由についても、あわせてお伺いします。以上です。

議長（木内徹君） 管理課長。

管理課長（石崎明君） 不用額の件でございますが、予算編成は積算基準等に基づいた要求により必要な経費の総額を計上しているため、契約時に生じる契約差金の積み重ね、あるいは各組織団体のごみの減量化努力によりまして、埋め立てに係る経費の減少、これは単価契約の関係でございます。及び予算執行時に極力不要不急の事業は先送りにするために生じているものでございます。また、繰越金につきましては、翌年度に最終処分場施設整備基金に積み立てし、今後の施設の改修等で多額の支出が必要なときに各組織団体の負担金が急激に増加しないように準備しているところでございます。

議長（木内徹君） 山梨収入役。

収入役（山梨榮君） 来年4月以降につきましては、決済用預金等が導入されればそのような方向で安全確実にやっていきたいと思っておりますし、さらに余裕資金等が生まれた場合には、定期預金等も各銀行の安全性を確認しながら検討してまいりたいと思っております。

議長（木内徹君） 事業課長。

参事（青木知絵君） 建設発生土の処分委託についてでございますけれども、相沢沖からの搬出が必要な理由は、覆土材として使用できない、礫分の多い残土につきまして、これまで

も場外搬出していた経緯がございます。それと同様なものでございます。

また、具体的な内容につきましてでございますが、残土置場から発生土を掘削し、ダンプに積み込み、受け入れ先まで運搬し、受け入れ先に搬入する処分でございます。

また、日の出町に委託した理由でございますが、日の出町宮本地区の盛土の必要性のある事業と、当処分組合の覆土等に活用できない残土搬出の事業時期の整合性が図れたことから、建設副産物の利用推進を図る見地からの工事間調整を図ったものでございます。日の出町が実施する盛土の実施状況にあわせた搬出が一番効果的であるというふうに判断したため、日の出町に委託しております。

議長（木内徹君） 17番、田辺君。

17番（田辺良彦君） まず、不用額についてですけれども、不用額が出るというのは、それはあり得ることだし、また契約差金などは努力の一つの成果という場合もあるだろうとは思っています。ただ、ちょっと全体として私の印象ではかなり不用額が大きいので、ここまで大きくなると、予算の査定がどうだったのか、そもそも見積もりが甘かったのではないかと。そういう印象も受けざるを得ないんです。それぞれの組織団体大変厳しい財政状況下であって、そういう点では経費の積算に当たってはこういう点で反省点がないのか、重ねて伺いたいというふうに思います。

それから、ペイオフのご説明がございましたけれども、決済用預金ということになりますと、たしか利息がないんだと思いますけれども、確実かつ有利に保管をするという原則に照らして、確実と有利をてんびんにかければ確実にということになるんでしょうけれども、どういうやり方が一番いいのか、ぜひ引き続きご研究いただければというふうに思います。

それから、建設発生土の処分委託、最後の部分で、日の出町に委託をする。委託された日の出町がそれをどうするのかというのはそれは日の出町のことですけれども、素朴に考えると、直接そういう作業をやる業者に委託をする方が、日の出町にとっても、処分組合にとっても、経費や手間数を考えるといいんじゃないのかなという印象を受けるんですけれども、その点をもう少しご説明いただきたいとします。

議長（木内徹君） ペイオフについては要望ですか。

17番（田辺良彦君） 要望でいいです。

議長（木内徹君） 土屋管理者。

管理者（土屋正忠君） 不用額について申し上げますけれども、恐らく、各市の予算を念頭に置くと今のようなご質問が出るかと存じます。各市の場合には、ご承知のとおり、人件費

とか、扶助費とか、こういう義務的な経費が占める割合というのが非常に大きいわけであり  
ます。こういうものは当然のことながら積算ができるわけですから、わりかしかたい話にな  
るんです。ところが、この議案書の14ページの歳出のところをごらんいただければわかり  
ますように、本組合の特徴というのは、衛生費76億円、約70%ぐらい、つまりこれは事業  
費なわけです。恐らく、狛江も武蔵野も含めて事業費が70%を占めているようなところは  
どこにもないので、結局それだけ見込みについての幅がある。もともと各市町の方が正確に  
判断できる要素が大きい、こういう特徴があります。

それから、もう一つ先ほど課長から申しあげましたように、さまざまな要素が、これは  
見込みでどのくらい持ち込まれるかという要素と、それからもう一つは台風とかそんなもの  
が来ると俄然かわりますから、そういう要素もあるので、不用額が出てくるという、こうい  
うことが一般の市よりもはるかに大きい、こういうことをご理解いただきたい。

では、出た不用額はどうかと、こういうことでありますが、これは先ほど申しました  
ように基金に積み立てておいて、言ってみれば、年度間調整の財源に使っているわけです  
から、今、ご指摘のあったような、各市とも構成市それぞれ財政事情は厳しいわけですけれ  
ども、複数年で見るとそれは調整される、こういうことをご理解いただきたい。

議長（木内徹君） 事業課長。

参事（青木知絵君） 先ほどの日の出町に委託した理由のもう少し詳細な理由でございます  
けれども、盛土の施工の工程の調整を図らなければならないということがございます。組合  
が一方的に搬出をし、宮本地区に持ち込みを行うよりは、盛土の施工者が盛土の施工順に従  
って搬入を行った方がよいというふうに判断いたしました。

議長（木内徹君） 土屋管理者。

管理者（土屋正忠君） これについても申し上げておきますが、要するに処分費というのは  
基本的には距離によるわけです。だから、例えばかつて何年か前にありましたけれども、青  
梅とか遠くに行けば行くほど処分費用というのはかかるわけです。だから、極端なことを言  
えば隣にあれば一番安いわけです。今回の場合には、たまたま地元日の出で耕地整理のよう  
なやり方で残土を使ってもいいと、こういう話があったので、それでは、つまり運ぶ距離が  
短いわけですから、さらに日の出の都合によって日の出の地域振興にもなるし、それではそ  
れでいいじゃないか。つまり、こちらは運び出すのは何月までに幾ら、びしっと運ばなけれ  
ばいけないということはない、ある程度アローアンスのあることですから、では、日の出の  
ペースにあわせて、つまり耕地整理にあわせてそこでどうぞやってください、こういうふう

な話です。つまり、地域振興と経費削減、こういうことを兼ねてやっているわけです。

議長（木内徹君） ほかにございませんか。7番、井上君。

7番（井上三郎君） 今、不用額については質問が出たのでやめたいと思うんですけども、管理者の方からいろいろ説明がありました。2つの処分場を見ると、片方は3億です。片方は3,000万円ぐらいということで、もちろん不要不急なものはやらないということで、今、自治体とはちょっと違うにしても、では、二ツ塚についていえば委託関係だけでも大体50ぐらいありますね。そうすると、本来やるべきものがあってやらなかったとか、そういうものも委託としてあったのかどうかということです。でないと、予測できないものがあるから予算的に多くやっているんだというような説明ですね。それはこの処分組合にあってもちょっと説明としてはおかしいのではないかと、こう思うんですけども、もしその見解があればもう一回説明していただきたいと思います。

それと、業務委託の細かいことは抜きにしますけれども、その中で、2つの処分場で、例えば施設内の樹木の剪定とか、それから雑草の除草、これも2つ合わせると大体5,000万円ぐらいですね。これは要するに施設内ですから、近隣の住民とか家があれば苦情が多いと思うんです。だけれども、5,000万円かけて、恐らく、年2回ぐらい普通であればやるんだけれども、5,000万円かけてやっているその理由として、適正な管理ということはわかるんだけれども、内容はどうなんですか。そこら辺、5,000万円ぐらいかけていますから、樹木を剪定したり、雑草を除草するというのはわかるけれども、そんなに切るあれもないのではないかと、思うんですけども、それに5,000万円もかけてというのはどんなものかということで、理由を聞かせていただきたいと思います。

もう一点、それから、特別旅費とそれから普通旅費というのがあるんだけれども、余り聞かないんだけれども、この区別を、初めて聞くので、できれば教えていただきたい。

議長（木内徹君） 管理センター所長。

所長（古屋正治君） 私の方から、樹木剪定についてお答えさせていただきます。

今、ご質問のあった剪定については、谷戸沢、二ツ塚とも、別々に発注しております。委託内容につきましては、今、ご指摘がありました樹木の剪定等を行っております。また、先ほどご指摘の中にはありませんでしたが、花壇の管理も含まれています。谷戸沢処分場また二ツ塚とも視察等見学で年間約5,000人の方がみえます。その方にも自然回復が進んでいるということで、花壇、緑化等、そういうこともやっております。そういう意味で2件、いずれのような内容をしてありますが、環境整備を行っているということでございます。



以上でございます。

議長（木内徹君） 管理課長。

管理課長（石崎明君） 普通旅費というのは通常私ども職員が出張等に要する経費でございます。特に処分場につきましては公共交通がございませんので、タクシー等の利用も含めて行っております。特別旅費は、主としては毎年度やっております議員並びに事務連絡協議会等の出張です。視察等の経費を旅費として計上してございます。それが違いでございます。

議長（木内徹君） 7番、井上君。

7番（井上三郎君） 樹木の剪定ということで、今、ご答弁ありましたけれども、緑化の整備をしているというような答弁がありましたね。樹木の剪定と雑草の除草、その後に等とか何か入っていればそういうことにとれるけれども、単純にこれを見ただけでは、緑化を含めて委託をしているというようなことは読み取れない。間違っているんじゃないですか。見学者が多いからある程度きれいにするんだということですね。それはそれで一つ考え方があるんだけれども、樹木の剪定といっても、そんなに家があるわけではないし、これはこの施設内でしょう。であるならば、2つの施設で5,000万円もかけてやらなくてもいいんじゃないかと私は思うんです。

昭島市にも玉川上水というのがあるんです。流れている。東京都など、言わなければ樹木の剪定などはほとんどやらないんです。この施設に関しては、近隣に家があってやってほしいというような要望が強くあればやる必要があると思うんです。先ほど答弁で不要不急なものは余りやらないという話だったですね。だから、僕はこの施設についてはそんなにお金をかけてやる必要がないんじゃないかということだけ、もう答弁要りませんから、そこら辺よく考えてやっていただきたいということだけ要望しておきます。

議長（木内徹君） 管理センター所長。

所長（古屋正治君） 今、ご指摘がありますが、まず、二ツ塚処分場で申しますと59ヘクタールございます。そのうち残留緑地等もございますが、自然環境等いろいろ樹木等大変広い緑地をとっております。そういう意味で、適正な剪定手入れを行っておりますが、何せ剪定する樹木等多うございますので、その辺の面積ももちろん大きうございますので、そういうことで費用もかかっておりますということでございます。

また、日の出町の地元の方からも、処分場ということでイメージのアップということでいろいろとご要望もありますので、その辺も考慮して積極的な手入れを進めております。

以上でございます。

議長（木内徹君） ほかにございませんか。26番、谷君。

26番（谷四男美君） 何点が質疑いたします。

まず、1点目に、最近ごみのリサイクル率が各自治体もかなり進んでいる状態だと思うんです。不燃ごみも減ってきているということ、焼却ごみはエコセメント化する、こういうことだと、二ツ塚の延命の事業の計画というんですか、その年数が今後かなり変化してくるんじゃないかと私は思うんです。そういう点では平成15年度においてその見通しといいますか、ある程度そういう変化が生じつつあるのかどうか。そこら辺が今後の事業にも絡んできますので、その辺の見通しを大局的に見てどう考えているのか、そこら辺が第1点です。

それから、第2点としまして、決算の審査意見書などを見てありますと、総務費が歳出などいろいろなやりくりをして省力化といいますか、削減をしたというようなことを書いてありますが、主にどういったところを、総務費などはいろいろ幅が広いと思うんですけども、どういったところに力点を置いて努力をされたのか、その一端で結構でございます。

それから、3点目に、決算の17ページに、裁判の関係で弁護士の費用が2,000万円計上されておりますけれども、これは来年度中に3件が結審を迎えるということで、先ほども報告がありましたけれども、この15年度の裁判の推移の中で、これは弁護士何人に対してこの2,000万円の計上がされているのか、その問題と、あと15年度で裁判の中身において何か進展、特に特記すべきものの報告、こういう進展がありましたとか、あるいはこういった変化がありましたとか、何かありましたらお願いしたいと思います。

それから、4点目に、谷戸沢の水質、環境の問題でございますけれども、谷戸沢と二ツ塚の、これは浸出水の環境モニタリング調査等、それから処理の委託もやっておりますけれども、その環境の数値の指標となる電気伝導度、主に水質のことなんですが、電気伝導度あるいは塩素等のそういったマークの変化というのは15年度に、これは環境の数値というのは長期のスパンでこれを測定しないと推移というものは正確に出てこないと思うんです。それを何回も、私も毎年言っておりますけれども、特に環境数値の指標となる電気伝導度、伝導率、あるいは塩素イオン濃度とか、そういったもので指標となるメルクマールのなもので変化があったかどうか、そこら辺は問題ないのかどうか、一応聞いておきます。

それから、最後に契約の関係でございますけれども、競争入札に付して透明度が上がるかという、必ずしもそうでないこともあるんですね。この種類の事業については随意契約にした方がスムーズにいくというものもあると思うんです。私も経験していますので、そういうのがあるんですね。それで、私も何回も随意契約から競争入札にすべきであるというこ

とを前にも言いました。その中で、現在の随契の中で何%ぐらい、先ほど答弁の中で随契をしている事業の中で何%ぐらい今後検討していく余地のあるパーセンテージ、これは入札に付することができますよという、そういうふうな種類のものが検討できるパーセンテージというのは何%ぐらいあるのか。これは今後検討すると言いましたから、そういう対象的なものがどのくらいあるのか、それを聞いてみたかったものですから。

議長（木内徹君） 管理課長。

管理課長（石崎明君） まず、総務費の減の問題ですけれども、15年度は前年に比べまして836万8,401円、6.3%だけ減らすことができました。総務費といいますのは、組合の事業に要する全般的な管理事務あるいは共通経費、企画調整事務、財政、財務管理経費、監査委員の活動に要する経費など、ほとんどが定例的な支出でございます。ですから、削減と申しましても本当に少しずつの削減になります。

なお、平成14年度に私どもの組織の改革ということで、議会にもご報告いたしました。適正な人員配置ということで、15年度も当初30名だった職員が28名ということで、少しずつ減らしております。一番大きいのは、そういう意味では職員の減というのが大きく反映をしております。そういうことで、適正な人事計画という中で総務費については考えていきたいと考えております。

次に、随意契約が多いのではないかと、先ほどご質問もいただいたところでございますが、今後も、個々の事業について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（木内徹君） 事業課長。

参事（青木知絵君） ニツ塚の延命化についてでございますが、平成18年度はエコセメント化施設が稼働することによりまして、残渣はエコセメント化施設で受け入れを行っていくこととなります。そのため、不燃のみの埋め立てとなる予定となりますので、埋め立て進捗の抑制というふうなことを考えております。ただ、ニツ塚処分場の延命期間につきましては、今後の組織団体の減量化の予定であるとか、リサイクルの推進であるとか、またごみ処理技術の進展等によって大きく変化するものでございます。そのため、今後の埋め立て進捗の推移を見ながら検討していきたいというふうに思っております。

議長（木内徹君） 企画調整課長。

参事（小山伸樹君） 裁判のことにつきましてお尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

現在、処分組合の方で弁護士に委託しておりまして、委託している弁護士の数は合計で6名でございます。

それから、15年度に裁判関係で大きな動きがあったかどうかというお尋ねでございますが、先ほど主な内容は事務局長からご説明は申し上げましたが、特に大きな動きといたしましては、建設差し止め訴訟の方で証人尋問が進んでおりまして、もう来年度の判決の見込みが得られたというのがまず一つ大きな点でございます。

それから、もう一つ大きな動きでございますが、事業認定取り消し訴訟、これは東京都が訴えられているものでございますが、15年度末、本年3月に裁判所の鑑定を実施いたしまして、来年2月4日結審まで見込みがついた、この2点が大きな動きでございます。

議長（木内徹君） 土屋管理者。

管理者（土屋正忠君） 少し補足しておきます。

いわゆる処分場の有効活用でございますけれども、延命化というのは余り印象が悪いので、そういう言葉はなるべく使わないようにしているんですけれども、有効活用期間というのは、エコセメントの計画は20年でございますから、これは地元も含めて、今のところそういう共通認識を持っております。

議長（木内徹君） 環境課長。

参事（吉田眞君） 先ほどのご質問は、谷戸沢処分場あるいはまた二ツ塚処分場において、水質データにおいてメルクマールのものがあったかどうかというご質問だと思うんですけれども、水質データにつきましては、過去の変動の範囲内であるというふうに理解しております。今後とも水質につきましては適正な維持管理に努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（木内徹君） 26番、谷君。

26番（谷四男美君） 総務費の関係はわかりました。

それから、ごみの搬入量の、一番最初の、今後の有効活用期間と、土屋管理者もそういった表現で言いましたので、私もそういうふうに変えさせてもらいますけれども、有効活用期間の、これは構成自治体のごみのリサイクル率あるいは処理技術の進歩、東京都なども不燃ごみを溶かしてしまうとか、そういうようないろいろな指導とか、計画、そういうあれが出ていますけれども、それによって随分変わってくると思うんです。それでもなおかつ今のエコセメント化の事業の着手によって今後の二ツ塚の有効活用期間はさらにやらなければいけないと思うんです。そういう点で、試算、計算、数値というのはある程度読んでいかなければ

ばいけないと思うんです。いろいろな要素が絡んでいるからなかなか難しい問題だと思う。でも、やはり当初の計画よりもさらに有効期間の延長を図る必要があると思うんです。そういう点で各自治体もそれに協力しなければいけない。そういう点で、管理者ということで、そこら辺をさらに進めていくものと思いますけれども、そこら辺の目標数値というのをどういうふうに定めていくのか、わかる範囲で、もしあれば結構でございます。

それから、次の問題で、3点目の弁護士の関係でございますけれども、裁判の関係で、来年早々にも2つ結審する、追い込んできたということで、これが変化ということで報告がありました。その中で、訴訟している当事者等との、そういったこの処分組合がごみを処理するに当たって環境に影響を与えているのではないかとということで恐らく、そういう裁判が行われたと思うんです。だから、常に環境には十分留意して、これは100%害がないということとは言えないと思うんです。だから、裁判の中でそういったものに対しては絶対のあれを持ってやっているということがやはり必要だと思うんです。そういう点では、裁判の中でそういったものを常に主張しているのかどうか。その補足だけで結構でございます。

それから、浸出水の環境の問題でございますけれども、先ほど私が当初に言いました電気伝導度とか、そういうのは環境の汚染のバロメーターとなる数値の一つなんですね。そういったものは従来どおり変化はないと思いますけれども、下流には川がありまして、そこに魚などが住んで、直接魚が死ねばすぐ分かるんですけれども、そういったものは、何か毒物が流れたとか、それはたまたま水俣病とか、そういうことで言ったわけです。そういう問題ではなくて、生命が生きているかではなくて、やはりその数値の変化というのは常に細かく把握する必要があると思うんです。そういう点で、それを見ても、何年かのスパンにおいても変化はない、こういうことでよろしいですね。その確認だけします。

それから、最後の契約の問題で、検討のパーセンテージを私は聞いたんですけども、値するようなものが今どのくらいあるのか、それも含めて検討するということですか。そこら辺がよく分からなかったのもう一度お願いします。

議長（木内徹君） 土屋管理者。

管理者（土屋正忠君） 私の方から、将来のことについてのご質問がありましたので申し上げますが、これは非常に大事なことで、谷議員のご質問は、一般的な減量への努力、こういうことについては当然でありますし、また組合としても減容化計画を各構成市町に出していただいて、それに向かって努力をする、こういう一般的な努力としては当然おっしゃるとおりでございます。ただ、これは日の出町に対してある程度の計画を立てお約束をして

いる、一定の方針を示していることがございますから、それは、エコセメントの事業は20年と、こういうことでお願いをしているわけですから、今のところそれに変化はない、こういうことであります。

議長（木内徹君） 企画調整課長。

参事（小山伸樹君） 裁判のことで再質問をいただきましたので、お答えいたしますが、谷議員がおっしゃるとおり、環境対策が本当に大丈夫なのか、それから環境に影響を与えていないのかというのが現在の裁判で最も大きな争点になっているところでございます。私どもは、環境課長などが再三答弁しているとおおり、周辺環境等に影響を与えておりませんので、その点を強く裁判所で今主張しているところでございます。

議長（木内徹君） 環境課長。

参事（吉田眞君） 浸出水につきましては、河川に直接は放流しておりません。浸出水につきましては、水処理施設で処理してから下水放流しておりますので、よろしくをお願いします。

議長（木内徹君） 管理課長。

管理課長（石崎明君） 契約の件でございますが、議員ご指摘のとおりでございます。

以上です。

議長（木内徹君） ほかにございませんか。23番、多羅尾君。

23番（多羅尾治子君） それでは、先ほどの第3次廃棄物減容化基本計画に関してなんですけれども、先ほどもご答弁の中で、第2次計画では平成9年から24年で完了予定のところを平成22年には50%ということで、かなりごみも減らせるし、処分場の延命措置もできるというようなことでお答えあったんですけれども、具体的な問題としまして、やはりこれからエコセメント事業が始まっていくということで、それを前提にしてしまっただけで各組織団体として取り組む減量ということが弱まってはいけないなというふうに思っているわけなんです。いずれセメントになるんだから余り取り組みを、真剣に取り組まなくてもいいというようなことになってはいけないと思うものですから、排出の段階でごみを減らしていく。処分場に持ち込む量を減量するとか、エコセメントにする灰自体も減らしていくということでの取り組みが非常に大切だと思うんですけれども、先ほど聞き漏らしてしまったのかもしれないんですけれども、2次に比べて3次の計画の中では各組織団体としてどれくらいの減量ができるのかということについて、もう一回お聞きしたいということがあります。

それから、先ほど植物動物保全措置業務ということで行われているということだったんですけれども、最初に私も経過報告の中で少しご質問をしたんですけれども、二ツ塚処分場の

周りのハイキングコースを歩いてみる中で、やはり植物の異変と申しますか、先ほどはないということだったんですけれども、やはり本来であったらつやつやしている葉っぱが変な形で縮れていたり、それから茶色いスポットみたいな斑点が出てきていたり、そういったものが、歩いている中でやはり幾つも見られたわけです。その辺が処分場がそういった植物の異変に影響しているということも考えられるので、否定できない部分だと思えるので、その辺の調査というのはしっかりやっていかなければいけないことだというふうに思っているんですが、そういったことについては、こういった植物動物保全措置業務という中ではどんなふうになっているのかということをお聞きしたいということがあります。

それから、この事務報告書の中にあるんですけれども、二ツ塚処分場埋め立て廃棄物性状調査業務委託というのが毎年出てきているわけなんですけれども、この内容について少しお聞きしたいというのが一つあります。

それから、37ページのところにも、谷戸沢処分場の3期埋め立て地法面の覆土等の工事ということでありまして、法面の部分の遮水シートが露出しており、耐久性が失われる恐れがあるため覆土を施工したというふうに書かれていたものですから、この露出というのがどれくらいの期間の露出で、劣化の状態がどうであったのかというあたりもお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ最後なんですけれども、情報公開の関係なんですけれども、この間も議会でも何度か質問がありましたけれども、制定が進まないということできたわけなんですけれども、この間各組織団体の議会の方にも陳情が出されまして、情報公開条例をつくるように議会から意見書を出してほしいということで陳情が出されていまして。それが継続調査になっているところも多いと思うんですけれども、採択されたところもあるというふうに聞いているんですけれども、稲城などでもやはり相当な議論になって、情報公開条例は必要ではないかということで意見が出た部分もあります。結果は不採択でしたけれども、15年度におきまして情報の提供を求める市民からの要求と申しますか、その辺の状況ですとか、情報提供の状況などをお聞きしたいと思うんですけれども、どれくらいできているのかということですが。

以上です。

議長（木内徹君） 事業課長。

参事（青木知絵君） 第3次の減容化計画の効果についてでございますが、先ほどもご説明したように、現在運用している第2次計画につきましては、使用期間を平成9年度から平成

24年度までの16年間というふうにしておりました。今回の策定予定になっております第3次の計画につきましては、22年で50%の埋め立て進捗率を考えております。それだけの効果を見込んでおります。

議長（木内徹君） 管理センター所長。

所長（古屋正治君） 私の方からは、主要事業について、2点お答えさせていただきます。

まず、二ツ塚処分場の搬入廃棄物の組成分析等委託について説明させていただきます。この委託につきましては、搬入物が公害防止協定に規定されているものの検証と、先ほどありました廃棄物の減容化計画、基本計画に基づく搬入物の管理を容量ですてしております。そのため分析調査でございます。

もう一点、谷戸沢処分場の3期埋め立て法面部の覆土等の工事でございます。これにつきましては、埋め立ての最終埋め立てが終了した時点で一部シートが埋め立てが行われていない状況がありました。それにつきまして、埋め立てのシートが、経年変化で破損、また、露出していますと耐久性が今後失われる恐れがあるため、覆土をして、その部分に緑化等を行いました。以上でございます。

議長（木内徹君） 土屋管理者。

管理者（土屋正忠君） 情報公開に関するご質問は前の議会でもありましたので、若干重複しますが、私の方から整理をしてお答え申し上げます。

まず、基本的には可能な限り情報公開は積極的に進めていく、こういう基本的な考え方があります。しかし、制度としての情報公開条例を制定するかどうかということについては、前回申し上げたとおり消極的であります。その理由については、前回申し上げましたので改めて申し述べることもないわけですが、今回の事業報告の中の6ページをご覧くださいと存じます。議案書の中の通算6ページでございますが、現在抱えている裁判の案件を見ていただければわかるとおり、建設差し止め等請求訴訟であります。つまり二ツ塚処分場の建設を差し止めると、こういう訴訟であります。1年ほど前に出されたのが、エコセメント化施設建設差し止め請求であります。いずれも私たちが事業をやっているその事業そのものを否定する、もしこの裁判に負ければ否定されるわけですから、我々はそういう、事業そのものに対して否定するような裁判に対しては絶対に負けるわけにいかないし、それに有利になると思われるような資料は一切出さない、こういうことでございます。

議長（木内徹君） 環境課長。

参事（吉田眞君） 先ほどの質問で、植物や動物保全措置ということでの質問であったか



と思いますけれども、これは、環境アセスメントで行うとされた動植物に対する保全対策でございます。これには、開発地域において確認された貴重な動植物を移植いたしまして、その後の生育状況などをモニタリング調査しているものでございます。先ほどの中での植物とか動物については生育状況を調べているという状況でございます、ご質問のありましたものについては異変はありません。以上です。

議長（木内徹君） 23番、多羅尾君。

23番（多羅尾治子君） 廃棄物減容化基本計画についてお聞きしたんですけれども、先ほども言ったように、エコセメントを前提にした減量策ということではいけないなというのがあります。2次に比べ3次では各組織団体でどのくらいの減量ができるのかという、その具体的な数値はもう出てきているのかどうかということをお聞きしたかったんですけれども、それについて再度お聞きしたいということがあります。

それから、先ほど言った植物の問題なんですけれども、これが処分場が影響してこういうふうになったのかどうかということとはわからないことなんですけれども、私も歩いて見ている中で、やはりちょっと普通と違うような草の縮れ方があったりしますと、こういうのは調査していかなければいけないのではないかとということで、そういったことなども今後調べていくべきではないかと思うんですけれども、その点についてお聞きしたいというふうに思います。

それから、先ほどのシートのことについては、劣化ということではどうだったのかということでお聞きしたんですけれども、その点は心配はないのかということで、一つお聞きしたいと思います。

議長（木内徹君） 事業課長。

参事（青木知絵君） 第3次の減容化についての再質問でございますけれども、各組織団体の今後の搬入の予測等を実施していただいております。その内容に基づいて内容を盛り込んでおります。また、詳細につきましては、今年度検討予定になっておりますので、現在検討中でございます。

議長（木内徹君） 土屋管理者。

管理者（土屋正忠君） 現場の課長からは答えにくいご質問だと思いますので、私の方からお答え申し上げますが、多羅尾議員がご覧になったハイキングコースの縮れた葉っぱが何が原因なのかわかりませんが、先ほど申しましたように、一定の科学的な知見に基づく方法によれば影響はない、このようにされているわけでありまして。一般論的に言いますれば、この間私も別の案件で視察に行きましたところ、全国的にそういう現象が起こっておりまし

て、例の熊が全国に出没する理由というのは、台風の影響だと思っていたのが、この間NHKで特集していたのは、東南アジアから入ってきた蛾みたいなのが、みんなそういうものを食べてしまっていないという、ドングリとかそういうのがなくなったという報道がありましたが、それがそうかどうかはわかりませんが、私が言いたいのは、いろいろな要素があるから、それを処分場の影響だというようなことは、まず科学的な知見としてはあり得ない、こういうことでございます。

議長（木内徹君） 管理センター所長。

所長（古屋正治君） シートについて、お答えいたします。

シートでございますが、まず現場においてはシートは直接露出しておりません。その上不織の布がありまして、その中にあります。ですから、劣化はございません。

以上です。

議長（木内徹君） ほかにございませんか。10番、藤村君。

10番（藤村忍君） 今、情報公開関係の質問が出たんですけれども、きょうは情報公開関係のことについては特に質問する予定はなかったんですけれども、ただ、今、管理者の答弁の中でちょっと気になることがあったので確認したいんですけれども。

私は、前回の議会でエコセメント事業に関しては賛成の立場をとらせていただきました。しかし、情報公開に関しては各自治体で条例をつくる、制定をするということで、市民により情報を公開し、そして行政側の説明責任とともに、市民の立場としても、行政が、またはこういった当組合でも、いろいろな一部事務組合に関しても、どういう運営状況になっているのか、市民にもやはり知っていただくということで、そういった流れに変わってきているわけです。そういった中で、今、管理者の答弁の中で情報公開を積極的にやっていきたいと答える一方、裁判において相手側に有利なような証拠に使われると困るので情報公開制度は制定しないというような感じで聞き取ってしまったんです。そういうご答弁ですと、結局それは裁判を起こしている原告側に限らず、それを一般市民が聞いたときに、やはりこの当組合というのは、極端に言えば自分たちにとって有利な情報は出すけれども、不利な情報は市民に対しても出さないというようなふうにとらえかねないではないかというふうに思っているわけです。ですから、それが本当にいいのかどうかということなんです。

原告側に対して不当な内容であるということで、それはいかに不当な内容であるかということこれから証明し、そして裁判でも訴えていきたいというふうに管理者もおっしゃっているわけですが、逆に言えば、きちんと市民にわかりやすい情報を公開していく。説

明責任をしていくということが必要であるという見地が一番必要ではないかというふうに思っているんですけども、そこのご見解はどうか、確認したいと思います。

議長（木内徹君） 土屋管理者。

管理者（土屋正忠君） まず、相手方に有利な情報は公開しないと聞こえる、そのとおりであります。

それから、おっしゃっている趣旨をどういうふうに受けとめていいかわかりませんが、藤村議員のおっしゃっていることは、正確に言うと2つに分かれるわけです。1つは、行政側の説明責任とおっしゃっています。これは確かにそうです。もう一つは、質問で余りはっきりしないんですけども、情報公開制度をつくるということは、行政側の説明責任だけではなくて、一定の条例に基づいて開示請求権を保障するということですから、これはやらない、こういうことを申し上げているわけでございます。

議長（木内徹君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（木内徹君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言をお願いいたします。23番、多羅尾君。

23番（多羅尾治子君） 15年度決算に反対の討論をさせていただきたいと思います。

エコセメント事業を始めるということで、予算の段階でも反対をしてきております。エコセメント事業につきましては、私たちもこの間いろいろ意見を述べてきたんですけども、焼却灰を利用してセメントをつくるということで、リサイクルの向上や最終処分場の有効活用につながるということで説明を受けてきているわけですけども、1日330トンの焼却灰を処理していくということで、ごみ焼却が続くことを前提とした計画であるということから、ごみ減量、リサイクルの推進にも逆行するものではないかということで、意見をこの間述べてきたところでございます。

また、事業費という面から見ましても、大変大きな事業費となっており、組織団体の負担や市民負担にもつながっていくということもありますので、エコセメント事業を行うべきではないということを主張してまいりました。こういった立場から、今回の決算については反対いたしたいと思います。

以上です。

議長（木内徹君） 次に、賛成討論はございますか。9番、渋谷君。

9番（渋谷佳久君） 議案第8号について、賛成の立場から討論を行います。

平成15年度の予算現額約117億100万円余に対し、執行額は109億3,500万円余となっております。執行率は約93%程度となっておりますが、予算執行に当たってはそれぞれ事業内容を精査し、不要なものについては改めて執行を見送るなどの、努力の結果であると理解しております。

さて、平成15年度は現在最も力を入れておりますエコセメント化施設建設事業において、14年度から着工した用地の造成工事が終了し、本体工事が着工された年と位置づけられます。先ほどの経過報告の中でも、工事は順調に進捗しているとの報告をいただいたところでありますが、17年度竣工に向けて土屋管理者を先頭に組合を挙げて本事業の成功に向けて力を尽くしていただきたいと思います。工事に際しましては、組織団体のみならず、地元の日の出町自治会でも強い関心を持っておるところでありますので、引き続き工事の施工に当たりましては周辺環境に留意し、無事故で完成させるように心を砕いていただきたいと思います。

エコセメント事業が進められることにより、日の出町とは今後さらに長期にわたるおつき合いが続くこととなります。本事業が順調に進められるためには、日の出町町民の皆様、そして多摩地域の市民の理解と協力が不可欠であります。その意味で、16年度に行いました多摩環境フェスティバルの開催は組合事業の理解をしていただく上で大変大きな効果があったものと評価したいと思います。

また、三多摩は一つなり交流事業など、日の出町の皆さんと組織団体の交流も着実に効果を上げておると感じております。組織団体にはこれまで以上に積極的な事業協力をお願いすることは当然のこととしても、さらにでき得る限りベストを尽くして、住民の方々に対する積極的なPRと働きかけを続けていただきたいと思います。

なお、日々搬入、管理や各種環境調査の実績を見ても、谷戸沢、二ツ塚処分場の維持管理は万全の体制で臨んでいると評価できるところであります。今後とも気を引き締めて維持管理の万全を期していただきたいと思います。

さて、谷戸沢処分場につきましては、平成10年の埋め立て終了後、閉鎖管理になっているわけですが、谷戸沢処分場20周年記念事業を契機に、谷戸沢記念館の設置や、ビオトープ事業の着工など、閉鎖管理の中でも谷戸沢処分場の有効活用に向けた動きが始まりました。こうした施策に対して評価するとともに、今後も計画的に谷戸沢処分場の有効活用に向けて整備を行っていただきたいと思います。

政府は、日本経済は回復基調にあると言っております。しかし、個人所得が伸び悩んでいる中で、各市町の財政状況は引き続き厳しい状態にあるところは変わりません。廃棄物処理に万全を期すためには、必要な経費をかけることは当然であります。組織団体の財政状況も十分考慮していただき、今後とも処分組合全般の運営経費の削減にも努めていただきたいことを願うものであります。

最後に、処分場の運営に対し、日ごろよりご理解、ご協力いただき、多摩390万人の生活を支えてくださっている日の出町の皆さんに心より感謝と敬意を申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

議長（木内徹君） ほかに討論ございませんか。15番、板谷君。

15番（板谷紀子君） 15年度の決算に関しては賛成の立場で討論をさせていただきます。

ごみ減量に向けて努力等を評価いたしまして、賛成ですけれども、実は、15ページにございます議員報酬を見まして、大変たくさんの額の報酬を支払っているということが改めてわかりました。各自治体とも財政状況が非常に逼迫しております折、エコセメント事業もスタートしますし、大変負担金が高額の負担になってまいると思います。そこで一つ提案でございます。議員報酬の減額を提案させていただきたいと思っております。来年度の予算をしていく部分においては、このあたりをぜひとも考慮していただきたく、お願い申し上げて、私の賛成の討論といたします。

議長（木内徹君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（木内徹君） それでは、討論を終了します。

これより、議案第8号、平成15年東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計歳入歳出決算の認定を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（木内徹君） 挙手多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

それでは、ここで休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後3時35分再開

議長（木内徹君） それでは、休憩を閉じまして再開いたします。

[ 日程第 6 ] 議案第 9 号 平成 1 6 年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計補正予算（第 1 号）について

議長（木内徹君） 次に、日程第 6 議案第 9 号、平成 16 年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。土屋管理者。

管理者（土屋正忠君） それでは、17 ページをお開き願います。

エコセメント化事業に対する国庫補助金の増額により、平成 17 年度に予定していた補助対象事業を前倒し実施するためと、繰越額が確定したため補正予算を提出するものでございます。

次に、19 ページをお開きください。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算を補正し、総額を 240 億 95 万円余とするとともに、地方債の変更を行うものであります。

詳細は事務局長より説明いたさせます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（木内徹君） 引き続き、事務局より内容説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（松本栄一君） それでは、議案書 17 ページをお開き願いたいと存じます。一般会計補正予算について、ご説明いたします。

エコセメント化事業に対する国庫補助の増額により、17 年度に予定していた補助対象事業を前倒しして実施するためと、繰越額が確定したため、補正予算を提出するものでございます。

19 ページをお開きください。

このたびの補正予算の事項は 2 点ございます。

まず第 1 点は、21 億 1,904 万円余歳入歳出それぞれ追加し、総額を 240 億 95 万 1,000 円とするものでございます。

第 2 点目は、地方債の変更を行うものでございます。

それでは、25 ページをお開きください。

まず、歳入ですが、国庫補助金と都補助金をそれぞれ11億3,429万円余、1,693万円余増額補正いたします。これは、エコセメント化施設の工事にかかわる国庫補助金を、今年度当初43億4,730万円余計上しておりましたが、最終的に54億8,160万円となったため、その差額を補正するものでございます。都補助金も同様に5億8,970万円となったため、その差額を補正するものでございます。その結果、組合債、エコセメント化施設建設事業債でございますが、6億8,110万円が増額となりました。また平成15年度の繰越金が確定いたしましたので、2億8,670万円余を増額し、当初と合わせ6億7,670万円余の繰り越しとなりました。これらの増額の合計21億1,904万円余の補正増となったものでございます。

26ページをお開き願いたいと存じます。

歳出でございます。第3款第1項第2目二ツ塚処分場費につきまして、公有財産購入費を1億3,400万円増額し、25億8,968万円余といたします。これは15年度から進めております相沢沖覆土材置場の用地買収につきまして、地権者からの要望等もございましたので、買収計画の前倒しをすることとなったためでございます。

次に、同項第4目エコセメント化事業費を18億3,238万円余増額し、168億2,679万円余といたします。これは先ほど歳入でご説明いたしました国庫補助金の増額等に伴いエコセメント化施設の建設工事の補助対象事業分を一部前倒しし、施工するものでございます。

したがって、歳入の増額分21億1,904万円余から清掃費の増額分19億6,638万円余を差し引いた1億5,265万円余を基金費に増額し、合わせて1億5,267万円余を積立金として最終処分場施設整備基金等に積み立てるものでございます。

なお、27ページ記載のとおり、組合債、エコセメント化施設建設事業債でございますが、6億8,110万円を増額したことにより、16年度中起債見込額は88億1,840万円となり、同元金償還額は25億7,172万円余であり、16年度末の現在高の見込は278億7,447万円余、前年度比較62億4,667万円余の増となります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（木内徹君） 説明が終わりました。

質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。1番、塚本君。

1番（塚本秀雄君） 私は、エコセメント事業に関しまして伺いたいと思いますが、この事業につきましては、地方公共団体としては我が国初めての事業でありまして、また、多摩地域のリサイクルの推進と、最終処分場の有効活用を図る観点から大変重要な取り組みであると、このように考えております。そこで、エコセメント事業に関しまして、何点か質問をし

たいと思います。

まず、エコセメント化施設の建設工事につきましては、15年度の工事期間が2カ月程度と、かなり短かったというふうに記憶しております。15年度分について、順調に建設工事が終了したのかどうか、その点について伺いたいと思います。

また、本年度についても、補正でエコセメント建設工事の予算額を増額しておりますけれども、現在の工事の進捗状況及び今年度末までの進捗状況について伺いたいと思います。  
議長（木内徹君） エコセメント準備室長。

参事（中島二三男君） 15年度の工事と16年度工事の出来高等についてのお尋ねでございますけれども、まず、15年度予定されていた工事につきましては、予定どおり終了しております。

次に、16年度の工事なのですが、現在、先ほども何回も出ておりますように、ほぼ予定どおり進行しております、およそ20%強が現在の出来高となっております。

それから、年度ごとの出来高で申しますと、15年度が約7.3%、16年度が補正による増加分を含めまして年度末で今年度分として58.7%の予定となっております。16年度分と15年度分を合わせまして、およそ66%となる予定でございます。

以上です。

議長（木内徹君） 1番、塚本君。

1番（塚本秀雄君） 次に、エコセメント事業の運営についてでありますけれども、これには一定量の灰の確保が前提というふうに考えますけれども、一方で、灰を確保する必要があるためエコセメント事業はごみの減量化につながらないのではないかとというような意見も現実にあります。処分組合は、このような考え方についてどのような見解をお持ちなのか、伺いたいというふうに思います。

議長（木内徹君） エコセメント準備室長。

参事（中島二三男君） ごみの減量化につながらないのではないかとということなんですけれども、エコセメント化施設の運営につきましては、焼却灰をエコセメント化するのに伴いまして、石灰石などの原料費あるいは燃料費、使用電力料金という、必要経費が発生いたします。これらの経費につきましては、焼却灰の処理量により変動する経費と組合の方では考えておりますので、この焼却灰の処理量が減少すれば原料費等の経費も減少すると考えております。このようなことから、ごみを減量化して持ち込み量を減らすということは、最終的には組織団体の負担金の軽減につながるのではないかと考えておりますので、各組織団体



におかれましては、経費削減の観点からも、積極的に減量化に取り組んでいただくことが重要ではないかと考えております。

なお、将来、焼却灰の量が減少して、施設の処理能力に余裕が生じた場合には、二ツ塚処分場に分割埋め立てされている焼却灰について、それを処理することで新たな埋め立て空間を確保するということができますので、その場合には二ツ塚処分場のさらなる有効活用が図れるのではないかと考えております。

以上です。

議長（木内徹君） ほかにございませんか。17番、田辺君。

17番（田辺良彦君） 少しだけお伺いしたいと思います。

エコセメントにかかわってなんですが、私は、安全性や経費や販路の問題で、この問題は慎重な対応が必要だというふうに考えているんですけども、今回の補正で、先ほどご説明の中で前倒しというご説明でした。つまり、このエコセメント化施設の建設工事そのものの規模が当初の想定より大きくなったとか、あるいは補助率の変更、補助対象の拡大、そういうことではなくて、単純な前倒しという理解でいいのかというのが1点。

それから、もう一点、昨年7月でしたか、臨時会のときにお伺いして、にわかに今数字が出なければまた別の機会で結構なんですが、財政見通しとして、この10年ぐらいの負担金の見込みをお示しいただいたんですけども、今回のこの前倒しによって、その数字が動くのか、動くとしたらどういうふうになるのか、お伺いしたいと思います。

議長（木内徹君） 管理課長。

管理課長（石崎明君） 事業規模の件につきましては、議員のおおせのとおりでございます。

それから、昨年のものはあくまでも見通しでございますして、非常に不確定な要素が現在たくさんございます。そういう意味では、正直申し上げて、これで幾らというような状況、特に今年度は三位一体改革がございまして、ちょっと申し上げにくいところでございます。

なお、今回の増額でございますが、11億3,429万8,000円増で、これにより52億8,887万円ということで国の内示がございました。これに補助金等に見合う事業費については、できるかどうかということで、組合内部で精査をした結果、16年度執行が可能であると判断をいたしまして、今回補正ということになったわけでございます。また、都の補助金につきましても、環境局より本年度補助金の増額について受け入れの可否の確認がございまして、都補助増に基づく事業費につきましては、これも内部で精査した結果、16年度執行が可能であると判断をして、今回の補正をとらせていただきました。

以上でございます。

議長（木内徹君） 17番、田辺君。

17番（田辺良彦君） 財政見通しについてはいろいろな変動は当然だろうと思います。ただ、恐らく、組織団体にとっては最も気になることの一つでありますから、変動があれば、可能な範囲で可能な限りお示しいただけるようにご努力をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（木内徹君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（木内徹君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（木内徹君） なしと認めます。よって、討論は省略いたします。

これより、議案第9号、平成16年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計補正予算（第1号）を挙手にて採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（木内徹君） 挙手多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### [ 日程第7 ] 議案第10号 土地の取得について

議長（木内徹君） 日程第7、議案第10号、土地の取得についてを議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。土屋管理者。

管理者（土屋正忠君） ただいま上程されました議案第10号、土地の取得についての提案理由をご説明申し上げます。

29ページをお開き願います。

本件は、二ツ塚廃棄物広域処分場の埋め立て用の覆土材置場として借用している相沢沖の用地につきまして、平成15年度に引き続き買収を行うものでございます。

31ページをご覧くださいますと、本年度の買収内容が記載をしております。

本年度は、7人の地権者、16筆、2万1,652平米を、平米当たり1万7,400円、総額3億7,674万4,800円で買収いたします。買収単価は平成15年度と同様でございます。

なお、各所有者からは買収について同意するとの承諾をいただいておりますので、議会におきまして議決されましたら契約を締結いたしたいと考えております。

買収予定の相沢沖用地の位置は、別紙資料2で示してございますので、何とぞよろしくお願いたします。

議長（木内徹君） 説明が終わりました。

質疑はございませんか。17番、田辺君。

17番（田辺良彦君） 2月の説明で、相沢沖の覆土材置場の総面積7万8,000というご説明だったと思います。今回いただいた資料で買収用地の面積7万5,746平米ということですが、この取得する土地の総面積に変更があったのかどうか、お伺いします。

議長（木内徹君） 管理課長。

管理課長（石崎明君） 相沢沖の全体面積が7万8,000平米余ということでございますが、この中に日の出町が所有する土地2,257平米が含まれております。この日の出町の所有地は現在のところ買収しないという予定でおりますので、面積の差が生じたものでございます。以上です。

議長（木内徹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（木内徹君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（木内徹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号、土地の取得についてを挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（木内徹君） 挙手全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

[ 日程第8 ] 議案第11号 監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて

議長（木内徹君） 日程第8、議案第11号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。土屋管理者。

管理者（土屋正忠君） ただいま提出されました、議案第11号の議案の説明を申し上げます。

本組合の代表監査委員であります石川進氏が9月29日付で辞任をいたしました。この後任人事につき議会の同意を求めるものでございます。

35ページをお開きください。

このたび選任いたします監査委員は、現在八王子市の監査委員をされておられる曾我允雄氏でございます。曾我氏の略歴等については36ページをごらんください。人格、識見とも申し分ない方でございますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

議長（木内徹君） 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（木内徹君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（木内徹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを挙手により採決をいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（木内徹君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

[ 日程第9 ] 議案第12号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会会議規則の一部を改正する規則について

議長（木内徹君） 日程第9、議案第12号、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。土屋管理者。

管理者（土屋正忠君） ただいま上程されました議案第12号の提案理由をご説明いたしま

す。

37ページをお開き願います。

本組合議会会議規則の一部改正についてでございますが、38ページを引き続きお開き願います。本件は、地方自治法の改正に伴い調査等のため議員を派遣する場合の規定を会議規則に定めることとなったため、所要の改正を行うものでございます。本規則は規則であります。議会規則のため、議会議決事項となっておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（木内徹君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（木内徹君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（木内徹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会会議規則の一部を改正する規則を、挙手にて採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（木内徹君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（木内徹君） 事務局より発言がありますので、お願いいたします。管理課長。

管理課長（石崎明君） 事務連絡を3点ほど申し上げます。

まず、平成16年度の組合議会事務連絡協議会の合同視察についてでございます。既に概要はお配りしてあるところでございますが、確認をさせていただきます。日時は11月24日、25日、水、木の一泊二日でございます。視察地は、24日が北九州市の北九州エコタウンにおきまして、リサイクル事業の工場の見学をいたします。25日、翌日は、福岡市にあります中田の処分場及びその前の埋め立て地の跡地利用なんですが、リフレッシュ農園の視察をいたします。今回はその予定で計画をいたしました。集合場所は羽田空港の2階出発ロビー、

3番の時計塔のところにお集まりをいただきたいと存じます。

なお、集合時間につきましては、8時15分ということになります。できれば各市、各部長がご同行いたしますので、ご一緒においでいただけるとありがたいと存じます。時間厳守でお集まりいただきたいと思えます。

なお、参加者氏名等を記載いたしました行政視察のしおりは、この後ご連絡いたします11月16日のエコセメント化施設の工事現場の視察のときにお渡しをさせていただきます。不参加団体については郵送という形にさせていただきます。

次に、エコセメント化施設の建設現場の視察についてでございます。エコセメント化施設建設工事の進捗状況等を確認していただくため視察を予定しております。現在約12団体にご回答をいただいておりますが、締切日は11月5日となっておりますので、ぜひご参加をいただきたいと思えます。工事中の現場でございますので、機会をつくるのがかなり大変でございます。通常は外からしか見られないんですが、まず最初に議員の皆様にも実際の進捗状況をご覧いただきたいということで日程をおつくりさせていただきましたので、ぜひお申し込みをいただきたいと思えます。日時は11月16日火曜日でございます。集合は、二ツ塚廃棄物広域処分場の管理センターに午後1時20分でございます。

なお、東青梅からおいでいただく場合は午後1時ということで送迎車をご用意いたします。できるだけ車はご同乗ということで、各団体1台ということでできればお願いします。駐車場が52台分をご用意できませんので、それぞれ事務局の部長、課長とご同行いただければと思えます。

なお、視察のお時間につきましては、午後1時半から3時くらいまでを予定をしております。大変恐縮なんですけど、建設現場の視察でございますので、50個を超すヘルメットがないものから、一応ヘルメットはご持参ということで、靴の方も安全な靴でおいでいただけたらと思えます。足場がかなり悪いので、しっかりした靴でお願いしたいと思えます。あるいはお持ちいただいてそこで履きかえるということも、女性の議員もいらっしゃいますので、その辺はご配慮をいただきたいと思えます。これが2点目でございます。

3点目のご連絡でございますが、講演会の開催についてお知らせいたします。処分組合では、地元日の出町の皆様に改めて感謝の意を表することや、処分場のイメージアップを図ることなどを目的といたしまして、谷戸沢処分場20周年記念事業を展開しております。その一環といたしまして、立川周辺におきまして記念講演会の開催を現在計画しております。日時は来年の2月8日を中心に現在調整をしているところでございます。詳しくは内容案が

かたまり次第後日お知らせ申し上げますので、議員の皆様には何とぞご出席のほどお願い申し上げます。

以上、3点でございます。

議長（木内徹君） 報告とお願いが終わりました。

### 3 閉会宣告

議長（木内徹君） 以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成16年第2回東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会定例会を閉会いたします。

午後4時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合

議 長 木 内 徹

第1番議員 塚 本 秀 雄

第17番議員 田 辺 良 彦